

昭和三十九年法律第三百三十四号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

目次

| |
|--|
| 第一章 総則（第一条・第二条） |
| 第二章 特別児童扶養手当（第三条・第十六条） |
| 第三章 障害児福祉手当（第十七条・第二十六条） |
| 第四章 不服申立て（第二十七条・第三十二条） |
| 第五章 雑則（第三十三条・第四十二条） |
| 附則 |
| 第一章 総則 |
| (一) 法律の目的 |
| 第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| (用語の定義) |
| 第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。 |
| 二 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。 |
| 三 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。 |
| 四 この法律において「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 |
| 五 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。 |
| 第二章 特別児童扶養手当 |
| (支給要件) |
| 第三条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは |

| |
|---|
| 2 第五条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日までの属する月で終まる。 |
| 3 第一項の規定にかかるらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。 |
| 4 第一項の規定にかかるらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。 |
| 5 第一項の規定にかかるらず、手当は、障害児の生활の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。 |
| (手当額) |

| |
|--|
| 4 第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円（障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円）とする。 |
| 第五条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。 |
| 第六条 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに |

| |
|---|
| 2 第七条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等での有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 |
| 第三条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前の年の所得又はその養育者の民法第八 |
| 第十一条 第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。 |
| 第十二条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 |
| 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 |

二 障害児が、正当な理由がなくして、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠つてゐるとき。

第十二条 手当の支給を受けてゐる者が、正当な理由がなくて、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。(未支払の手当)

第十三条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護し又は養育していた第三条第三項各号に該当しない障害児にその未支払の手当を支払うことができる。(事務費の交付)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う手当に係る事務の処理に必要な費用を交付する。

第十五条 削除 (児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二条から第二十五条まで並びに第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当の支給に関する法律第九条第一項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受け取ることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六百六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

(手当額)

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、一万四千百七十円とする。(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならぬ。

(支払期月)

第十九条の二 手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(支給の制限)

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年

の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条规定による所得又は受給資格者の扶養親族等の支給に関する法律第九条第一項と、「金額」の全部又は一部とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第二十二条 被災者がある場合は、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前年に

おける当該被災者の所得に關しては、その規定を適用しない。

第二十三条 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所

する。この限りでない。

第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税

徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第五条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第五条の二第一項(第三号を除く。)、第十二条、第十六条及び第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。

二項」とあるのは「第二十六条の五において準用

第三章 障害児福祉手当

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受け取ることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六百六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

(手当額)

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、一万四千百七十円とする。

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならぬ。

(支払期月)

第二十条 手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(支給の制限)

第二十一条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

(準用)

第二十二条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第五条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第五条の二第一項(第三号を除く。)、第十二条、第十六条及び第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。

二項」とあるのは「第二十六条の五において準用

二十二、第二十四条、第二十五条」と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別障害者手当

(支給要件)

第二十二条 被災者がある場合は、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前年に

おける当該被災者の所得に關しては、その規定を適用しない。

前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

一 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「手当」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

この限りでない。

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 損害を受けた年から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前年に

おける当該被災者の所得に關しては、その規定を適用しない。

前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

一 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「手当」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

この限りでない。

第二十六条の三 第二十二条第二項、第二十二条第二項(第三号を除く。)、第十二条、第十六条及び第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。

二項」とあるのは「第二十六条の三において準用

二十二、第二十四条、第二十五条」と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができる。

三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき。

この限りでない。

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第五条の五 第五条第二項、第五条の二第一項(第三号を除く。)、第十二条、第十六条及び第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。

二項」とあるのは「第二十六条の五において準用

二十二、第二十四条、第二十五条」と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 不服申立て

第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。(審査庁)

第二十八条 第三十八条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。(裁決をすべき期間)

第二十九条 都道府県知事又は指定都市の長は、手当の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 八十日
二 審査請求人は、審査請求をした日(行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、都道府県知事又は指定都市の長が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 前号に掲げる場合以外の場合 六十日
二 前号に掲げる場合 八十日
三 第一項(各号を除く。)及び前項(各号を除く。)の規定は、次条第二項に規定する再審査請求について準用する。この場合において、これらの中の規定中「第二十三条」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法」

第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「六十日以内」と、前項中「補正した日」において同じ。」とあるのは「補正した日」と読み替えるものとする。

(不服申立て)

第三十条 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(調査)

第三十一条 行政手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関する質問させることができるものとする。

(事務の区分)

第三十二条 指定都市の長が特別児童扶養手当の支給に関する権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対しても再々審査請求をすることができる。

(時効の完成猶予及び更新)

第三十三条 手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の完成猶予及び更新に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 市町村長(指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、行政手当(特別児童扶養手当については都道府県知事又は指定都市の長をいい、障害児福祉手当及び特別障害者手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をい。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する障害児の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第三十五条 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政手当に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(届出)

第三十六条 行政手当は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関する質問させることができる。

(調査)

第三十七条 行政手当は、手当の支給に関する処分に係る規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯しつつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十八条 特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととできる。

(市町村長が行う事務等)

第三十九条の二 この法律(第二十二条第二項及び第二十五条(第二十六条の五においてこれらに規定する場合を含む。)を除く。)の規定に規定する都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第四十条 行政手当に特別の規定があるものを除し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置を定めることができる。

(経過措置)

第四十一条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令、総務省令・厚生労働省令又は総務省令で定められる。

(罰則)

第四十二条 第三十五条第二項の規定に違反して受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

(施行期日)

附 則

抄

第一条 この法律は、昭和三十九年九月一日から施行する。

(昭和六十年度から昭和六十三年度までの特例)

第二条 第二十五条(第二十六条の五において準用する場合を含む。)の規定の昭和六十年度から昭和六十年度までに設置した場合には、この法

設けて福祉事務所を設置した場合には、この法

(政令への委任)
第一百四十一号

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三十三条の二、第三百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で定める。
第一号 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ 及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(「千円」を「八百万円」に改める部分に限る)、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第五百九条の規定 公布の日